

高知県集落活動センター連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、高知県集落活動センター連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、集落活動センターの取り組み事例の共有や情報交換を行うとともに、センター間の相互交流を推進し、集落活動センターの活動のさらなる充実に繋げることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 集落活動センターに関する情報の収集・発信
- (2) 集落活動センターに関する講演会、フォーラム、交流会等の開催
- (3) 集落活動センターに関する人材の育成
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、集落活動センターの運営組織の代表者を委員とし、その全員をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会には、会長1名及び副会長3名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって職務を代理する。
- 4 会長は、必要と認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期中に役員が交代した場合は、交代した役員任期は前任者の残存期間とする。

(オブザーバー)

第7条 高知県が委嘱する集落活動センター推進アドバイザー及び集落活動センターを開所している市町村は、オブザーバーとして協議会に参加することができる。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議は、次の事項について決定する。
 - (1) 事業計画の承認
 - (2) 規約の変更
 - (3) 役員改選
 - (4) その他会長が認める事項

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を中山間地域対策課に置く。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

第1条 本規約は、平成28年6月3日から施行する。